

災害発生時等における保育所等の 臨時休園の対応等についてのガイドライン

○趣旨

令和3年3月に本市が策定した「災害発生時等における保育所等の臨時休園の対応等についてのガイドライン」について、令和8年5月に国の防災気象情報が整理されこと等を踏まえ、再整理いたしました。

台風や大雨、地震などの自然災害や鳥獣出没時においては、在園児や保護者、施設職員等の安全確保のため、本市における保育所等（※）の臨時休園等の基準となる本ガイドラインに基づきご対応下さい。

※ 保育所等：保育所，認定こども園の2・3号部分，地域型保育事業

令和8年8月
宇都宮市 子ども部 保育課

1 洪水・大雨等の場合

(1) 気象庁の発表する防災気象情報（警戒レベル相当情報）（令和8年5月29日～）

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

本市においては
令和8年6月現在、
土砂災害警戒区域内に
保育関係の対象施設が
ないことから、
この2つについては
想定しておりません。

- 気象庁において発表されるもので、**本市が発令する避難情報とは異なります。**
 - **避難情報**については、気象庁が発表する防災気象情報（警戒レベル相当情報）を踏まえ、避難所の確保等を行ったうえ、**本市（危機管理課）において発令いたします。**
- 休園等の判断は、本市の発令する避難情報と併せた、次ページの表をご参照ください。

1 洪水・大雨等の場合

(2) 休園等の判断基準

気象情報等を踏まえ、宇都宮市が町単位で発令

警戒レベル	避難情報等 ※本市危機管理課における整理	ハザードマップ内 の保育所等	ハザードマップ外 の保育所等
警戒レベル 5	緊急安全確保（宇都宮市）	臨時休園	—
警戒レベル 4	避難指示（宇都宮市）	臨時休園	—
警戒レベル 3	高齢者等避難（宇都宮市）	臨時休園	—
警戒レベル 2	大雨・洪水注意報等（気象庁）	臨時休園を検討	—
警戒レベル 1	早期注意情報（気象庁）	—	—

- ・ 本市（危機管理課）における避難情報を踏まえ、上記のとおりとします。
- ・ **ハザードマップ内（河川，雨水出水浸水想定区域）の施設が，臨時休園等の対象となります。**
- ・ **登園後に臨時休園又は臨時休園を検討する状況となった場合は原則，降園（避難所へ避難）となりますが，災害の状況を踏まえ，職員や児童の安全確保の観点から，降園の可否をご判断ください。**

※**警戒レベル相当情報**に応じて必ず避難情報が発令されるものではない

2 その他の場合

(1) 地震などの発生予測が難しい災害の場合

- 発生後、施設側で速やかにガス・水道・電気などのライフラインや施設の被災状況などの確認を行い、**その状況に応じて、保育課と協議の上、休園等を判断**いたします。

(2) 鳥獣（サル、イノシシ、クマ等）が出没した場合

- 原則として休園措置は行いません**。本市農林生産流通課が発出する目撃情報を踏まえ、周辺の安全が確認されるまでは屋外活動を控えるなど、各施設において、安全確保をお願いいたします。
- クマ等の、危険性が高い動物が近隣に出没しているなど、緊急性が極めて高い場合においては、その状況に応じて、保育課と協議の上、対応を判断いたします。

※ クマの出没については、「クマの出没に対する保育施設等での安全確保について」（令和8年5月15日こども家庭庁通知）や、「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー」（令和3年3月環境省作成）をご参照ください。

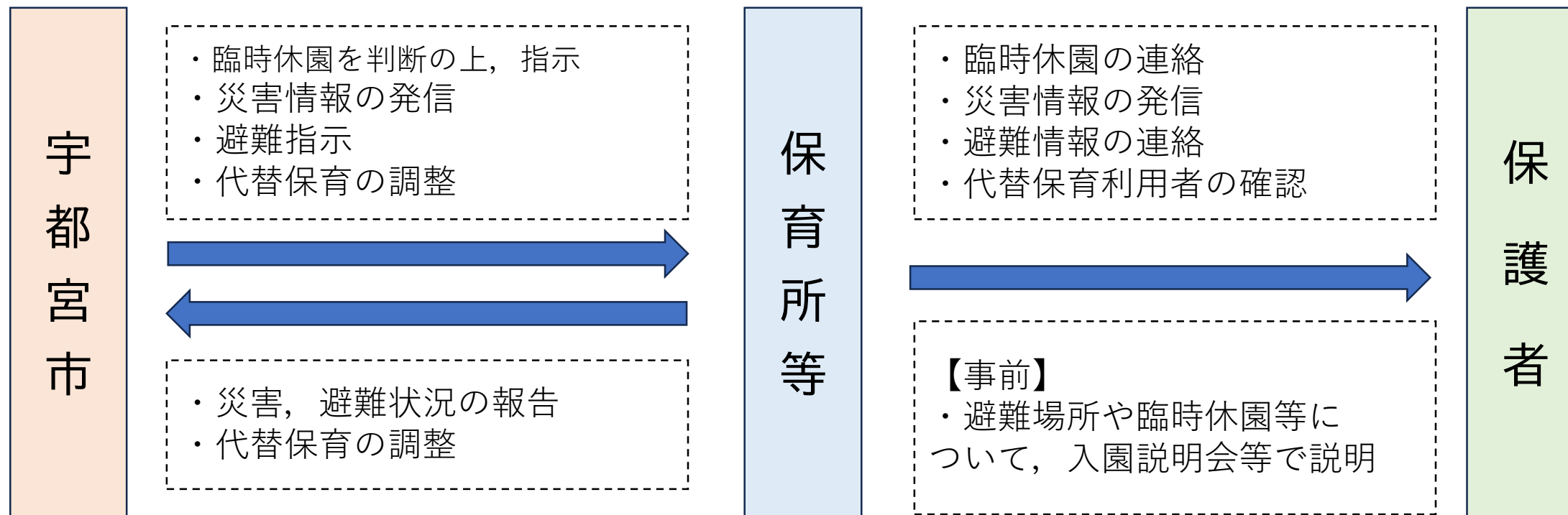


クマの出没に対する保育
施設等での安全確保について
（令和8年5月15日
こども家庭庁通知）



クマ類の出没対応
マニュアルー改定版ー
（令和3年3月
環境省作成）

3 災害時の対応フロー



4 臨時休園等に係るFAQについて

No	項 目	質 問	回 答
1	自宅保育のお願いについて	・臨時休園等の基準には該当しないが、職員体制の確保が難しい場合や、児童の安全確保を図るなどの観点から、自宅保育の協力依頼を行うことは可能か。	・ 任意的な自宅保育のお願いを行うことは、問題ありません。 ただし、保護者の意向に反して、預かることを拒否したり、自宅保育を求めることはできません。
2	1号認定部分の休園について	・幼稚園、認定こども園の1号部分の休園等についても、市の判断になるのか。	・幼稚園、認定こども園の1号部分については、保育所等と法的位置付けや性格が異なることから、 施設長判断となります。
3	小中学校の休校措置との関係について	・小中学校が休校になった場合、保育所等も休園となるか。	・保育所等は学校と法的位置付けや性格が異なることから、 小中学校とは休園（休校）の判断基準は異なります。
4	代替保育について	・臨時休園となった場合の代替保育の実施場所、職員体制等についてはどのようなになるのか。	・災害の程度や被害状況等により変わることから、市と協議の上、検討いたします。
5	保育場所の一時的な変更について	・安全確保のため、系列園や協定先の園で代替保育・合同保育を行うことは可能か。	・保護者の理解を得た上、一時的に代替保育・合同保育を行うことは可能です。

5 臨時休園等に係るご連絡先

保育課 企画グループ
028-632-2384

※ 開庁時間（平日の午前8時から午後5時15分まで）外で緊急に連絡を取る必要がある場合は、市の代表番号（028-632-2222）までご連絡ください。